

論文

「僅かな資源しか持たない」離別シングルマザーの家族戦略と老後設計

——成人子との決別で獲得したひとりの老後——

谷村 ひとみ*

はじめに

本稿の目的は、離別シングルマザーが僅かな年金を下支えに、せめぎ合う成人子との関係の中でどのように自らの老後設計を構築していくのか、事例分析を通じてその家族戦略を明らかにすることである。

老後設計とは、就労や住宅、年金などの経済的資源の他に、家族という資源が関与すると考えられる。いずれもプラスの資源とマイナスの資源の両面があるが、離別シングルマザーの場合には特に経済的資源が恵まれているとは言えない。また離別シングルマザーの家族にかかわらず、パート・アルバイトといった非正規雇用が増加している現在、成人子が必ずしも安定した就労に就いているとは限らず、老後の資源とは言えない状況もある。

本稿はこれらの状況が重なった時、限りある経済的資源と家族資源の双方をめぐって、1人の離別シングルマザーがいかなる家族戦略のもとに老後設計を能動的に行うかの事例研究である。この事例の分析を通じて、経済的資源制約の大きい離別シングルマザーが老後という不安要因にどのように立ち向かっていくかを描くことができる。そして経済的な戦略のみならず、世代間をめぐる家族戦略についても一つのモデルを提示できるものと考えている。なお本稿における戦略とは、一定の資源制約下において、効果の最大化をもたらす資源配置をめぐる能動的な意思決定をさすものとする。家族戦略とはそのうち、家族間の関係を調整することによって家族成員の利害が最適化する選択をさす。

本稿における離別シングルマザーとは、結婚や出産・子育てによる離職で夫の扶養下にいたが、離婚により子育て役割と稼ぎ手役割を併せ持つことになった母子家庭の母親をさす。すなわち離婚によって扶養される立場から扶養する立場へと変わったシングルマザーである。同じ母子家庭でも死別と離別では公的な社会保障が異なり、死別の場合、妻は遺族年金が受け取れ¹、夫が健在であれば受けただろう扶養の代替えを公的に保障されている。したがって本稿では、死別は扶養される立場から扶養する立場への変化とは扱わないこととする。女性の就労パターンは、結婚・出産・育児による離職そして子育て後の再就職というM字型就労にその特徴を持つ。離婚後の親権者は概ね母親であるが(湯沢・宮本編, 2008)、その母親が離婚によって生じた悩みで一番多いのは「経済的なこと」、そして次に「子どものこと」「仕事と子育ての両立のこと」「就職のこと」と続く(内閣府編, 2002)。これらの項目は、まさに子どもとの暮らしの維持そのものに悩んでいることを示している。なぜ母親たちは悩まなければならないのか。それは離婚によって、これら生活の基盤を新たに構築しなければならないからであり、扶養される立場から扶養する立場へと変わったからである。これが離別シングルマザーの特徴とも言える。

ここで母子家庭の置かれている状況を概観しておこう。平成18年度の全国母子世帯等調査結果報告²によると、母子世帯になった理由の79.7%が離婚である。あと死別9.7%、未婚6.7%と続く。母子世帯の84.5%が就業しているが、その従業上の地位は、常用雇用者42.5%、臨時・パート43.6%、派遣社員5.1%となっている。母子世帯の平均年間収入は213万円(うち就労収入は171万円)で、一般世帯(563.8万円)を100とした場合の37.8%にすぎない。

キーワード：離別シングルマザー、老後設計、ひとりの老後、扶養

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2010年度入学 公共領域

うち常用雇用の年間就労収入の平均は257万円で、100～200万円33.8%、200～300万円32.3%となっており、300万円までの収入で6割以上を占めている。なお臨時・パートの年間就労収入の平均は113万円である。就業している母親のうち有している資格が役に立っていると回答した者は76.6%おり、その資格の種類は上位から介護福祉士94.7%、看護師90.2%、保育士76.5%となっている。預貯金額は50万円未満が48%、次に100～200万円8.4%、50～100万円6.8%と続くが、いずれもわずかな額である。本人名義の持家率は平均が10.9%で、生別7.9%、死別は38.8%、と生別の持家率は極めて低い。多くの母子家庭が、低い収入、貯蓄なし、持家なし、という厳しい状況にあることがわかる。

このような母子家庭の状況を踏まえ、60歳前半というライフステージにある本稿の事例を、天田城介(2011)がいう「僅かな資源しか持たない高齢者」予備軍の1人と位置付ける。天田(2011)は、高齢者を経済的資源の違いによって3つに分け³、それぞれ老後の様相が異なることを示している。その中で母子家庭の女性については、主に2つのカテゴリーに分けられている。1つは母子家庭のうち「働いているうちは辛うじて生活をやりくりできた」が、老後は「僅かな預貯金と国民年金などを元手に生活を営んでいく高齢者」となる「僅かな資源しか持たない高齢者」と、非正規雇用など「日々ギリギリの状況で暮らしてきた」ため老後の資源は持てず、明らかに自力では生きていくことができないため、老後は「生活保護が『命綱』となる」高齢者を「資源を持たない貧困の高齢者」と言い表している。

本稿の事例は、詳細は後述するが、老後の経済的資源はかろうじて年金を確保できたが、現在においても貯蓄なし、持家なしの状況にある離別シングルマザーである。結婚・出産に伴い退職し、その後の再就職は先に示した介護福祉士・保育士の職に正規職員として従事し、自力で子どもを育てあげた。就労による収入は職種によって異なるが200～300万円で、示した常用雇用の平均年間就労収入と同程度である。本稿の事例は、就労の経緯および収入において正規雇用の離別シングルマザーの1つのモデルと言える。正規雇用の離別シングルマザーは、臨時やパートの離別シングルマザーの現状と比べたならば、むしろ比較的安定した暮らしを連想させる。しかし一般世帯と比べたならば、平均年間就労収入を仮に300万円としても6割にも満たないのが正規雇用の離別シングルマザーの現状であることを見落してはいけない。その収入に貯蓄なし、持家なし、が重なる中、自力で子どもを育てあげた後の老後の経済的資源を考えたならば、手元に残るのは年金などの限られたものとなることは想像に難しくない。

さらに天田(2011)は、「僅かな資源しか持たない高齢者」と成人子との生活が危うい状況に置かれやすいことを指摘している。天田(2011)では、離別し女手一つで子どもを育てた「僅かな資源しか持たない」高齢の母親を、会社の倒産や不景気のあおりを受けアルバイトや転職など不安定な雇用にししか就けずに来た息子が、母親を「放っておけない」という思いで始まった介護生活が、「僅かな資源しか持たない高齢者」と失業中などの「貧しい成人子」という組み合わせとなって「家族が皆で僅かな資源を食い潰す」しかない、という危うい状況へと追い込まれることを示している。この状況を招くのは、現行の生活保護などの社会保障では、僅かな資源が「ヘタに『足し』のある『中途半端』な状況」となりセーフティネットに引っかかる機会を奪い放置されるからである(天田,2011)。「家族が皆で僅かな資源を食い潰す」しかない状況とは、言い換えれば家族共倒れの危機である。この状況に置かれる「僅かな資源しか持たない高齢者」と成人子の家族を、本稿では「共倒れ危機高齢家族」と呼ぶこととする。

「共倒れ危機高齢家族」になるか／否かは、いかなる成人子であるかにかかっている。なぜならば、「資源を持つ豊かな高齢者」、つまり持家や預貯金、厚生年金など「ストック」と「フロー」の両方を手にした資源のある高齢者は、成人子の状況がどうであろうと自らが持つ資源で老後生活は可能である。また生活保護でしか食べていくことができない「資源を持たない貧困の高齢者」は、命綱の生活保護が暮らしを確保してくれる。もちろん、両者とも、成人子がこれらの状況を食い潰さないとは言い切れない。しかし、危険性がより高いのは「僅かな資源しか持たない高齢者」である。「僅かな資源しか持たない高齢者」は、天田(2011)が述べるように生活保護などのセーフティネットにも引っかからないとするならば、唯一残された資源は成人子だけということになる。つまり成人子からの影響をより受けやすい高齢者と言える。

現在、正規雇用の離別シングルマザーの老後は「共倒れ危機高齢家族」となる可能性が高いと考える。先述したように成人子が必ずしも安定した就労に就くとは限らない。1990年代後半からパートやアルバイトといった非正規雇用者数は増え続けている(湯沢・宮本編,2008)。その一方で、パート・アルバイトから正社員への転職割合は横

ばいで推移し（内閣府編，2006）、かなりのパート・アルバイトがそのまま非正規な雇用で食いつなぎ固定化しているのが現状である。少なくとも離別シングルマザーの厳しい状況と非正規雇用者を排出している現状とを合わせても、「僅かな資源しか持たない」高齢者となり得る正規雇用の離別シングルマザーが、「共倒れ危機高齢家族」となる可能性は決して低いとは言えない。

本事例は、まさに「共倒れ危機高齢家族」と、なってしまうか／否か、のその手前であって、成人子と母親のギリギリの状況が折り重なるせめぎ合いに焦点をあて、母親が成人子との関係にどのような決着をつけ共倒れの危機を回避し、どのような家族戦略のもとにどんな老後設計を能動的に選びとろうとしているか、を提示する。

1 対象と方法

1-1 対象者

対象者は、離別シングルマザー 1 名で面接時の年齢は 63 歳であった。対象者の選定は筆者の知人を通じて行った。対象者および成人子の基本属性は表 1 に示した。基本属性の内容は、プライバシーに配慮し本稿に必要なものを考える最低限度の項目とした。なお本稿の事例は 1 事例ではあるが、後で述べる対象者の生活歴と現況が示した母子家庭の状況と合致する典型例であること、そして対象者との長年に渡るラポールによって量的調査では得られないプライバシーに踏み込んだ depth interview（深層面談）が可能であったことから、1 事例であっても詳細な分析が示せる貴重な事例と言える。

表 1 対象者の基本属性

	A さん	娘	息子
年齢	63 歳	39 歳	37 歳
学歴	高校	高校	大学中退
現在の職業 (前職)	介護福祉士（契約職員） (保育士)	無職 (専門職)	アルバイト・派遣
婚姻	離婚 (前夫 10 年前に他界)	離婚 (子ども 3 人)	未婚
住居 世帯構成	賃貸（市営住宅） 単独世帯 (母親老健施設入所中)	賃貸（同市内） 母子世帯 (子ども一人)	賃貸（隣県） 単独世帯

1-2 研究方法

研究方法は、対象者への半構造化面接を計 4 回行った。面接の内容は、これからの老後設計と現在の対象者の生活および経済状況、成人子の状況と関係性を中心に、成育歴、就労履歴とその収入、結婚および離婚の経緯、離婚後の経緯、夫からの養育費の有無、健康状態、友人関係も含めた。面接期間は、2011 年 4 月から 2012 年 7 月であった。面接時間は 1 時間半～3 時間／回で、面接場所は対象者の希望に従い自宅および指定の喫茶店で行った。また面接内容は、対象者への十分な説明を行い、了解を得て録音した。

分析は、4 回分のインタビューデータを逐語録に起こし、本稿の目的に関連しないデータ（友人との旅行など）は含めず、主にこれまでの家族の経緯、現在の対象者と成人子の状況、成人子とのやり取り、これからの老後設計を中心に時系列に並べ分析を行った。なお、対象者は A さんと表し、語り部分は「 」で、補足説明は（ ）で示した。

1-3 倫理的配慮

対象者には、研究の主旨と目的、研究への参加はあくまでも自由意思であり何ら不利を受けることなく随時拒否・撤回が可能であること、得られたデータの管理は筆者が責任を持って行い、本研究の目的以外に使用しないこと、プライバシー保護遵守のため研究に支障のない範囲でのデータの修正や加筆を行い、個人を特定しうる情報は用いないこと、また疑問や質問などは随時応じる旨を、口頭および書面による十分な説明を行い承諾と署名を得た。

2 生活歴と現況

2-1 対象者の生活歴と現況

まず対象者および家族成員の生活歴と現況を簡潔に示す。以下から対象者を A さんと示す。

現在 63 歳の A さんは、47 歳の時に夫と協議離婚し、市営住宅（家賃約 3 万円）でひとり暮らしをしながら契約職員として介護職に従事している。

A さんに貯蓄はなく、現在の収入は月 6 万円の年金と月給 17 万円を合わせた 23 万円である。契約職員の更新は 1 年毎で、最長でも 65 歳までと期限がある。

A さんの学歴は高校卒業で、保育士、介護福祉士、ケアマネージャー（以下、ケアマネ）の資格を持つ。

母子家庭の生活は、実家の階層による資源移転の違いがそのまま現状として現れやすい（青木編, 2003）。つまり実家の階層による資源移転が、母子家庭の状況に差異をもたらすのである。実家の階層差および資源移転の違いは母子家庭の母親の学歴の違い、その学歴の違いが就労機会の違いとなって所得の違いに現れる。また親の階層差は母子家庭への支援の違いともなる。しかし、A さんは自らも母子家庭で育ち、そのため学歴や資格は自力で獲得した。また離婚に伴う親からの支援はなかった。したがって母子家庭の状況に差異をもたらす親の階層や資源移転による影響は、ほぼないと言える。また学歴については、平成 23 年度の全国母子世帯等調査結果報告によると、母子家庭の母親の学歴で一番多いのが高校であり⁴、また A さんの高校進学時期にあたる 1960 年から 70 年は、女子の高校進学率が急激に上がった時期でもある（内閣府編, 2006）。したがって A さんの学歴は、進学時期当時および現況の母子家庭とも合致するものである。

A さんの職歴は、中学卒業後、定時制高校に通いながら OL として勤め、高校卒業後は勤めながら専門学校に通い 21 歳の時に保育士資格を取得した。その後は保育士として働き 25 歳の時には地方公務員となって、結婚・出産後も就労した。しかし、28 歳の時に育児と仕事の両立で体調を崩し保育士を退職、その後 10 年間専業主婦であった。38 歳の時に再就職（他職種）し、40 歳で保育士に転職ができ 52 歳まで勤めた。53 歳で介護職に就き定年を迎え、その後も従事している。10 年間の専業主婦と求職中の数年を除くと、トータルで約 35 年の就労になる。現在は契約職員であるが、それ以外はすべて正規雇用であった。

A さんは 23 歳の時に自営業の夫（大学卒）と恋愛結婚をしたが、30 歳から 17 年間の別居生活を経て、47 歳の時に A さんだけが籍を抜くかたちで協議離婚した。離婚当時、子どもたちはすでに成人（当時、娘 23 歳、息子 21 歳）しており、養育費はない。夫からの扶養は、滞りながらも別居中に受けた 8 年間の生活費のみで、別居前の生活費は夫との折半であった。A さんが 38 歳で再就職をすると生活費は半減し、やがて無くなった。離別した夫は 10 年ほど前に他界した。

2-2 家族の生活歴と現況

A さんの家族は、39 歳の娘と 37 歳の息子、そして 93 歳の母親である。A さんの家族はそれぞれ別居している。

娘は高校卒業後、離家して専門学校に通い専門職の資格を取得し、その職に従事していたが結婚により退職した。その後 3 人の子を儲けたが 3 年前に離婚した。しばらく A さんと同居後、現在は無職で生活保護と夫からの養育費を受け同市内に子ども（小学生 1 人）と 2 人で暮らしている。娘は離婚に伴う心労からうつとアルコール依存を発症し、治療も進まず再就職が難しい状態が続いている。

息子は非婚で、派遣やアルバイトで生計を立て、隣県でひとり暮らしをしている。息子も 3 年ほど前に父親との過去の軋轢を消化しきれず、うつを再発した。現在は治療も進みほぼ回復している。息子は大学在学中にやりたい仕事と出会い中退をしてその職に就いたが、会社の倒産とその後の正規雇用の機会に恵まれず現在に至っている。息子の就職時期にあたる 1995 年前後は、いわゆるバブル崩壊後の就職氷河期にあたり、困塊ジュニア世代の就職難が叫ばれた時期である。先述したようにパートやアルバイトといった非正規雇用が増え続けている現状にあって、A さんの息子も例外ではなかった。

A さんの母親は現在 93 歳で、重度の認知症のため老健施設に入所している。定時制高校卒業までは母親と一緒に暮らし、その後は別々であった。しかし、母親が高齢（当時 79 歳）になったことから A さんが 50 歳の時に同居した。

その後認知症が悪化し、5年前から施設に入所している。その入所費用は母親の年金(3万7千円)で支払われている。Aさんが結婚・出産後も働き続けたのは、「いずれは母親の面倒を看なくてはならないだろう」「その時に夫に(金銭的な)迷惑を掛けられない」という思いからであり、母親を看取することを心積りしている。

3 老後設計

3-1 「働けるまで働く」ひとり老後設計

Aさんは老後について「もうひとりで行こうと決めている」と言い切る。そして「働けるまで働く」ため、65歳からの転職は難しいと考え、現在ケアマネの仕事を探している。Aさんは、もともと老後はひとりで暮らしていくつもりであったし「働けるまでは働く」つもりでもいた。しかし「もうひとりで行こうと決めている」と言明するまでには、成人子の離婚やうつ再発といった危機、その渦中における成人子とのせめぎ合いがあった。この経緯については後述する。

3-2 厳しい老後の経済的資源

現在のAさんは、「自慢じゃないけど、貯金もない代わりに借金もない」状況である。Aさんの年金額は、今の試算では65歳から月11～12万円ほどになるが、この年金額での生活が実に微妙である。

65歳以上世帯主の一人当たりの1年間の平均支出は、1人当たり131万円となっている(内閣府編, 2011)。Aさんの年金を仮に月12万円とすると、貯金のないAさんが支出可能な金額は年金の144万円で、平均の支出よりも13万円ほど多い。保健医療費などは平均支出に準ずるとして、ここで注意を要するのが住居費である。60歳以上の持家率は約9割以上と高く(内閣府編, 2011)、ほとんどの世帯が持家と言える。したがって平均支出に占める住居費の割合は8.8%、年11,528円ほどしかない。しかしAさんは、市営住宅とはいえ家賃が月約3万円かかる。Aさんの住居費の割合は年金額の25%を占め、平均支出よりも年35万円ほど多く支出しなければならない。これにより、平均支出との差額13万円は跡形もなく消え、年22万円(月約2万円)を他の項目——たとえば食費や光熱費など——で切り詰めなければならない。Aさんが最大でも使える金額は月9万円である。年平均の支出が131万円ということは月の支出は約11万円であるが、現在の65歳以上の高齢者世帯は高い持家率に加え貯蓄額も高い(内閣府編, 2011)。それを考慮すると支出11万円という生活といっても何かの備えは、持家あり貯蓄ありで確保されている。しかし、持家なし貯蓄なしのAさんの9万円の生活は、これがすべてであり何があろうと9万円なのである。

年金12万円での老後の暮らしを、Aさんはどのように見ているのだろうか。

「(老後の見通しについて) 何とかやね。自分の体が動くうちと、家さえあれば。うん、なんとかなる。(中略) 私、人の(年金)を知らないから、なんとも言えないけど。ただ・・・65(歳)になったら(12万円に)変わるらしくって、それが一生、終わりまで、っていわれたら、それでいけるかどうか、まだ見通し立たなくて。(年金)12万入って、家賃と光熱費とで・・・家賃が3万くらいだから。だいたい・・・光熱費が、冬の暖房も夏の冷房も全部ひっくるめて・・・とにかく家賃の倍、って思っとかなきゃなんない。電話はその月によって違うけどね。だから、もう7万っていうお金は何もしなくても、もう絶対消える。(これで)充分でとか、不十分とかっていうのも、生活の仕方っていうのがあると思うけど。最低限(支払うお金)っていうのが、どうしてもね(必要である)。ジーンツとしていても(何もしなくても)払わなきゃならないお金って。(年金12万円に対して)やっぱり大きいと思う。大変だよ。収入を絶たれるっていうところへの不安感っていうのは。だけど、まあたとえわずかでも年金という形で、ある程度、最低が、こう・・・あるっていうのは気持ち的に楽かな。それが、90(歳)になった時に、その金額でやっていけるかどうかは、わかんないけどね」

このようにAさんは、年金だけの老後の暮らしが微妙であることを認識している。Aさんは「医療費を考えると、(体調が悪くても)我慢するだろう」と言う。Aさんの老後生活は、確かに暮らしていける、とも、これでは暮らしていけない、とも言えない、ギリギリのボーダーライン上にある。まさに「僅かな資源しか持たない高齢者」予備

軍と言えらるだろう。だからこそ成人子に何かあれば、ギリギリのバランスで成り立つ A さんの老後の暮らしは大きく揺れ動く。つまり、ギリギリ、という予備力ゼロの A さんの状況に、成人子がプラスと働くのか、マイナスと働くのか、で老後の暮らしは容易に異なるだろう。A さんがどちらに転ぶかは、成人子の在りようにかかっていると見える。

A さんの 40 歳後半から 60 歳までの 10 年余りは、振り返ればひとりで老後暮らし（以下、ひとり老後）のための下準備であった。その時期の A さんは、さほど老後を意識していたわけではない。しかし、この時期の転居や転職が老後設計の基盤となった。

3-3 住居

A さんはまず、経済的にも安定して住める住居として市営住宅の申し込みを 40 歳後半から始めた。それと同時に別居中であった夫と離婚した。A さんは離婚を決意した理由について、「夫との修復は、もう無理だろう」という思いと、夫がいることで市営住宅の家賃が高く設定されてしまい、自分一人の収入のみで生計を立てていた実情に合わないことから決めた、と言う。市営住宅への入居は 10 年余りを要し、57 歳の時に実現した。

3-4 就労

また就労も、40 歳から 10 年余り務めた保育士から介護職へと転職した。この転職には、仕事の行き詰まりや娘の出産など複数の理由が重なるが、保育士の定年が 60 歳であることから、定年後も就労への可能性をつなげておきたかった A さんは転職を決断した。そして収入は減っても長く働ける職業として介護職を選んだ。就労中の A さんは、介護福祉士、さらには加齢に伴う体力の衰えも見越しケアマネの資格も取得した。

4 ギリギリの状況が折り重なる成人子とのせめぎ合い

4-1 息子の危機からの自問自答

A さんは定年退職をひとつの節目と考え、就労も含めたこれからの老後生活を整えていくつもりでいたと言う。しかし A さんが定年退職をしたその時期は、成人子それぞれの問題が次々に立ち起こり、「母親」⁵としての自問自答と成人子との関係の問い直しの契機となった。

まず息子がうつを再発した。息子は大学の進学にまつわる父親とのやりとりから 1 度うつになっている。父親は長い別居で足も遠のき生活費もほとんど送って来なくなっていた。しかし、息子が最初の大学に入学直後、突然、もう一度父親のもとから大学に入り直し通うよう勧めた。息子は自ら決断して入学した大学を辞め、父親のもとへ行った。A さんは息子の意思を尊重した。しかしその暮らしは、父親は常に不在で、祖父母と息子の 3 人であった。期待を裏切られた息子はうつを発症し、ほどなく A さんのもとに戻った。A さんは、「息子は父親への憧れがあったんだろう」と話す。大学に再度入り直し、在学中にやりたい仕事と出会い中退をしてその職に就いた。2 回分の大学の学費は A さんが準備した。息子との関係は良好で、月に一度は食事をし、A さんをそれとなく気遣いもする。しかし、その息子にはいまだ消化できない父親への思いがあり、うつの再発をきっかけに顕在化した。

「その心のヒダの中に（ある）父親に対しての云々っていうのを取り立てて話すのが、ほんとに大人になってからなんで。今回また、息子がうつがきつくなって、ここ 2 年くらい前から。その時にポツポツ話すのは、あの・・・相当、父親との葛藤があったみたい。（中略）一番引っかかって消化できないところは、高校から大学・・・あの辺が・・・一番。もう・・・どうしようもない。どれだけ言っても、私のことじゃないし、フォローもできないし、って言う感じで、（私も息子も）詰まっていますね。まあ・・・いま、そこをお医者さんっていうか、先生に、こう・・・消化させてもらっているみたいだけど」

父親はすでに他界しており 2 年前（インタビュー時から逆算して）から語られ始めた父親への思いを、A さんは複雑な思いで聞いている。「息子の父親への思いは、私への思いでもある」と受け止め、「やっぱり父母の不和って

いうのを、どこかで感じつつ育ったっていう事実はある」と、これまでの家族の経緯を自問自答した。そして「どれだけ言っても、私のことじゃないし、フォローもできない」、と息子の現況に対する「母親」の限界が語られた。息子は治療を受けバイトをしながら自身の状況の改善に取り組んでいる。

4-2 娘とのせめぎ合い

娘とのせめぎ合いは、Aさんが定年を迎えた60歳の時に娘が離婚し3人の子どもとともに戻ってきたことから始まった。Aさんは、定年後の就労や老後設計をひとまず保留にして引き続き勤めた。

娘の要求は、Aさんが仕事を辞め子どもたちを全面的に丸抱えすること、つまりAさんが養育をすべて引き受けることであった。Aさんは、しばらくは娘と孫たち（以下、娘家族）の同居生活を提供しつつも、娘家族の新しい暮らしを期待していた。しかし娘は、当初から子どものことも含めて「お母さんに何とかしてもらおう」、という期待のもと戻っていた。娘は離婚に伴う心労から精神的に不安定（うつとアルコール依存）で、幾度か再就職も試みたが続かなかつた。Aさんが仕事を辞めれば、子どもたちを丸抱えするどころか、たちまち生活は立ち行かなくなる。しかし精神的に不安定な娘にはそのことを考えるよりも、それらの「ややっこしい」ことも含めて「お母さんに何とかしてもらおう」という思いであった。娘とAさんとのせめぎ合いは、その後3年近く続いていく。

娘とAさんのやり取りはさらにこじれ、娘の訴えは子ども時代の「母親」としてのAさんに対する不満へと拡大していった。「子育てに悩んだことがなかった」と言うAさんにとって、この時点で訴えられる子ども時代の娘の不満は、先述した息子のことも重なりAさんを追い込んだ。

「今になって思えば、一番最後だったかな、わが子が。結局、病気さえしなきゃいいみたいなところで。自分の子が一番あと回しやったかな。（中略）（娘が高校生の時）仕事しているときが一番いい顔しているな、って言ったことがあったけど。その時はなんとも思わなかったけど、どっかでその言葉が引っかかかっていて、ああそうなんだって（娘には不満があったんだ）。今思うとね。（中略）私この頃ね、子ども嫌いなのかなと思います。そのあいだ娘に言いましたよ。たぶん子ども嫌いなんだと思う、って言ったら、ケラケラって笑って、今頃何言ってるの、って」

Aさんの「たぶん子ども嫌いなんだと思う」の言葉は重い。好き／嫌いではなく、夫からの不安定な生活費を補いながら、やがてはすべてをひとりで担いながらAさんが働き続けたのは、子どもとの生活を守るためであり子どもを育てるためであったことは疑いようもない。すべてを注いだAさんゆえに今もお働いているし、これからも働き続けなければならないのだ。娘のAさんへの要求は協力を求めるというよりは、もはや「母親でしょ」という圧力と化している。そしてそのAさんの言葉に対し、「今頃何言ってるの」と返した娘の乾いた言葉には、Aさんと娘のこじれた関係を映し出している。

4-3 逃れられない「母親」役割・「祖母」役割への圧力

Aさんへの要求は、やがて娘の前夫の実家からも始まった。要求に応えないAさんでは埒が明かず、前夫のもとへ子どもを引き取るよう娘が要請した。前夫側からは、Aさんに経済的支援をするので仕事を辞めて孫の面倒を看るように、という提案が出された。一般に定年退職を迎える60歳代は、職業からの引退そして高齢期への移行と捉えられている（古谷野・安藤編, 2008）。60歳代は孫への支出が増え、たとえば三世代旅行などは「孫とふれあえる」ことを喜びに自らが費用負担している（内閣府編, 2005）。つまり60歳代とは、現役を引退し孫との関わりを楽しむ祖父母としての顔と、子ども世代には経済的負担もする親の顔を持つ年代ということになる。そして、そうした役割を果たすよう期待もされているだろう。この期待を仮に常識と言い換えるならば、60歳を超えてもなお、仕事を辞めず娘の危機に孫の面倒も引き受けないAさんは、常識に反する不屈きな母親そして祖母に映る。Aさんは、ひとり老後を準備してきた。それはAさんの生き方そのものである「自分のことは自分でする」、といういわばAさんの人生哲学であるし、成人子の状況を鑑みても適切と考えたからである。しかし、子の危機ならば「母親」役割・「祖母」役割は重み付けされ、Aさんの暮らしよりも優先された。

「娘の今の口癖は、私に仕事をやめて子どもをみてくれ、って言い方は、ずうっとしていますね。わかるけど。そこで、折れちゃうとアウトになるんで。(中略) コンコンといたんですよ。共倒れはしたくないって。私はまだ(母)親を抱えているから・・・その・・・なっているのかな、共倒れでは済まない。とりあえず、おばあちゃんを送りたいって、そういう言い方をしてますけど。(中略) ただ・・・今・・・思うのは、まいた種という言い方はこういう時のためにあるんだらうなって思って。どっちに転んでも(娘がどうであっても)、私が出したもの(娘を育てた責任)ってあるんだらうし、しょうがないなと・・・思ってる。いま(私は)踏ん張っているだけで・・・」

Aさんが語る「とりあえず、おばあちゃんを送りたいって、そういう言い方をしてますけど」は、もはや「母親」ではない、「おばあちゃんを送る娘」としてのAさんの立場を強調するほかない状況であることがわかる。そして「まいた種」「私が出したもの」は「母親」という逃れられない圧力を示している。

5 家族戦略——成人子とのせめぎ合いの果てに「得たもの／捨てたもの」

5-1 成人子との決別とその関係の明確化

息子のうつ、娘とのせめぎ合いを通し、Aさんは「母親」という逃れられない圧力への自責そして自問自答をくり返した。その一方で、「僅かな資源」しかないことは動かしようもない現実であり、Aさんの現在の雇用契約期間が終わる65歳へと時は刻々と迫る。「母親」と現実の狭間で踏ん張り続けたAさんは、結論を出した。

「私の生き方に関係ないって言い方は出来ないけども、でも、やっぱり別々の人間だから理解しえないところってどうしても出てくる。その時代も含めて。だから、そこをあえて私のように(自分のことは自分です)とも思わないし、向こう(娘)の思い通りにも私はならない。(中略) あの子を育てて来たって言うか・・・もうするだけのことはして、あの時やり足りなかったとか・・・あの時あしてくれなかった、こうしてくれなかったって言ったって、もう・・・ごめんしかない。ほんとにごめんねって。(今となっては)言われてみて気付くことしかないわけでしょ。(中略) だから、するだけのことやって、全能力を全部注いだって、(自問自答して自分は)言うんだから、もういいやって。それは息子にも言うのよ。能力の限界ですって言う。だから親が解決してくれるって言うか、私に相談してもダメだと思うことは、もう言わなくていいって言う。聞いてもわからん、混乱するだけだして(息子に)言ったら、わかってる、って息子もね(言ってくれた)」

ここで、Aさんが成人子とある種の決別をしたことがわかる。「全能力を全部注いだ」「向こう(娘=子)の思い通りにも私はならない」「相談してもダメだと思うことは、もう言わなくていい」、これらは成人子に対して自らの意志で「母親」という看板を下ろし終わらせることを宣言している。そしてAさんは成人子との関係を、「フィフティフィフティ、成人したら子どもは子どもでやっていって欲しい」と明確化した。

しかし、ここでの決別は、別れ、というよりも、扶養しない、という意味の方が、むしろ適切である。このことは、興味深い示唆を与える。つまり、成人子といえども親子の関係は、あくまでも「扶養する／扶養される」という関係で成り立っていることを示しているからである。したがって、Aさんは成人子に「扶養しない」と宣言したことになる。

5-2 得たものと捨てたもの

成人子との決別でAさんが得たものは、「共倒れ」を回避したひとり老後である。Aさんが「踏ん張った」結果、娘は自ら生活保護を受けることを申し出、現在はその受給と3人の子どものうち2人は前夫のもとへと移り、Aさんの子育て支援も受けながら落ち着きを取戻しつつある。

成人子とある種の決別と関係の明確化、つまり「扶養しない」というAさんの態度は家族の「共倒れ」回避の唯一の手段であった。成人子たちもまた、「僅かな資源」である。仮に娘の要求に応え同居をしたならば生活保護の

受給は難しくなる⁶。大人3人と孫のAさんの家族全体で見たならば、確かな収入はAさんの年金だけであることがわかる。仮にAさんの年金をベースに上乘せする形で家族が持ち寄ったならば、「共倒れ」のリスクを増大させても「資源」の増加にはつながらない。Aさんの家族は、少なくとも2つの側面が合わさることで脆くなる。1つは経済的資源の乏しさ、もう1つは健康面のリスクである。Aさんには、自らがそう言い表す「魔物は体力＝老い」が控えている。成人子はそれぞれが精神的不調を抱えている。経済面と健康面の2層構造のリスクは、少しの波で「共倒れ」を招く。Aさんは、息子とも娘とも決して同居はしない。老後の射程に入ったこのタイミングで成人子とある種の決別をしたのには、リスクの分散をはかり波及し合わない世帯分離という距離を確保することで、自らの老後設計として「共倒れ危機高齢家族」とならない戦略を取った、と言える。さらにこの世帯分離は、母と子の「扶養しない／扶養されない」という関係を明確に意味する家族の状態でもあるのだ。

したがって「扶養しない」代償にAさんは、成人子からの扶養も介護も、そしてある部分では心の支え⁷も、よりはっきりと捨てた。Aさんは持病の頭痛が起こると、「自宅を出てとにかく駅に行く」と言う。なぜならば自宅でひとりの場合、何かがあっても気付いてはもらえない。しかし、駅であれば「必ず誰かがいる。だからとにかくそこまで行く」と言う。「魔物＝老い」という老後不安は無くならない。「魔物＝老い」と「僅かな資源」で共存していくAさんのひとりの老後は、簡単に得られたものではない。成人子とのせめぎ合いの中、自問自答をくり返し獲得したのである。そしてAさんが闘った相手とは、他ならぬ成人子であり「母親」役割であった。

おわりに

天田(2011)では、「僅かな資源しか持たない」高齢の母親を「僅かな資源しか持たない」息子が「放っておけない」という思いから介護と扶養を担うという組み合わせで、「共倒れ危機高齢家族」を示した。本稿では「僅かな資源しか持たない」離別シングルマザーが「資源を持たない」娘または「僅かな資源しか持たない」息子を扶養するか／否か、という組み合わせも「共倒れ危機高齢家族」になり得ることが示唆された。

この事例は、重要な示唆を与えている。「僅かな資源」に2通りの意味があることである。1つは「僅かな資源しか持たない」、もう1つは「僅かな資源を持っている」である。Aさんの事例では、母親は「僅かな資源しか持たない」ため成人子をととも「扶養できない」と考えている。その一方で追い込まれた娘は「僅かな資源を持っている」にもかかわらず、なぜ「扶養してくれない」のか、と思っている。また天田(2011)では、現行の社会保障においても「僅かな資源を持っている」と捉えられ、生活保護などのセーフティネットからはじかれることを示している。つまり、「僅かな資源」は、時、人、場面、などで、便利に使い分けされる老後「資源」であり、いわばクセモノのようである。

そして本稿の事例のように正規雇用に就け、自力で子どもを育てあげた離別シングルマザーは、非正規雇用の離別シングルマザーよりも就労の経緯から、むしろ「僅かな資源しか持たない高齢者」になり得る可能性があり、事例のように世帯分離をして、ひとり老後を選択せざるを得ない状況となりやすいと言える。春日キスヨ(2010)は、成人後も依存し続ける息子に本音が言えない親の心中には「(子どもをこのような状況にしたのは自分という)負い目」があると指摘している。Aさんも「子どものことが一番最後だった」「やっぱり父母の不和っていうのを、どこかで感じつつ育ったっていう事実はある」、と言ったように離別シングルマザーの場合、「負い目」に上乘せする材料はいくらでもみつかる。成人子も厳しい状況ならば、止めどなく上乘せできる「負い目」と相まって、2つの乖離した意味の間をめぐる厳しい母子関係となりうることを、本事例は示している。そして離別シングルマザーの「負い目」や本事例のような成人子の「母親でしょ」という思いは、母子関係にあっては特異なものではない。むしろ自然な感情とも言える。しかしその自然な感情こそが、皮肉にも「僅かな資源しか持たない」離別シングルマザーと成人子の「共倒れ危機高齢家族」となる火種となってしまうことを、本事例は示している。その自然な感情を振り切るためには、また現行の社会保障にあっては「扶養しない／扶養されない」という関係を明確に示すため、世帯分離という家族戦略以外ないのであり、結果、ひとり老後を選択せざるを得ないのである。本事例は、世帯分離と扶養／被扶養関係の終結がそのまま親子の情緒的な関係の断絶につながったといえる。

本稿の分析から、次のような政策インプリケーションを引き出すことが可能であろう。それは、母親と成人子そ

それぞれの家族成員に個別に機能する社会保障の必要性である。「僅かな資源」が、家族や社会保障も巻き込み、人や場面によって意味が変わるクセモノであることを本稿は示した。このクセモノは、世帯単位で捉える現行の社会保障では対応できない。なぜならば、そもそも「僅かな資源」がクセモノ化するのには、本事例のように「扶養する／扶養しない」という場面が起こる時、つまり家族に何らかのマイナスが発生し、家族成員にそのマイナスが波及する時である。したがって、少なくとも個々人のマイナスに対応できる、つまり母親と成人子それぞれに機能し、家族成員にマイナスが波及しない社会保障がなされたならば、「僅かな資源」はクセモノとはならず、必ずしも世帯分離やひとり老後を選び取らなくても済む。よって、世帯単位の支援ではなく、母親と成人子それぞれに機能する社会保障が必要である。

「僅かな資源」の離別シングルマザーの家族にとって、母親と成人子それぞれに機能する社会保障には、何が必要でまた有効であるのか、それらを明らかにすることを今後の課題としたい。

註

- 1 日本年金機構ホームページ年金受給（遺族年金）より引用
(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3228> 2012/08/28)
- 2 平成18年度の全国母子世帯等調査結果報告より引用
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/> 2012/12/01)
- 3 「僅かな資源しか持たない高齢者」には、他に自営業者や農業従事者などが挙げられている。また持家や預貯金、厚生年金など「ストック」と「フロー」の両方を手にしている「資源を持つ豊かな高齢者」、非正規雇用など「日々ギリギリの状況で暮らしてきた」ひとり親家族や日雇い労働者など、明らかに生きていくことができない過酷な状況にある人びとで「生活保護が『命綱』となる」高齢者を「資源を持たない貧困の高齢者」としている。
- 4 平成23年度の全国母子世帯等調査結果報告によると、母親の最終学歴は多いものから高校48.0%、専修学校・各種学校14.0%、中学13.3%、短大12.1%、大学・大学院6.9%、高等専門学校4.2%となっている。
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/ 2012/12/01)
- 5 「母親」とは、近代家族を形成する母性イデオロギーに規範された「母親は子どもを愛すべきだ」（千田，2011）や、山田昌弘（1994）がいう「愛情に基づく子育て」という母性愛イデオロギーで求められる母親像を意味する。
- 6 阿部（2008）は、母子世帯が親などと同居していたならば同一世帯と見なされ、生活保護受給が非常に難しくなると指摘している。
- 7 60歳以上の心の支え（複数回答）は、「配偶者およびパートナー」65.3%で、次に「子供」57.4%となっている（内閣府編，2011）。

参考文献

- 阿部彩. 2008. 『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店.
- 天田城介. 2011. 「生きることを可能にする／困難にする家族——悲鳴が折り重なる場所」. 高瀬幸途・小原央明・柴山浩紀編『at プラス07』太田出版：71-86.
- 青木紀編. 2003. 「第1章 貧困の世代的再生産の現状」. 青木紀編『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』明石書店：31-83.
- 古谷野亘・安藤孝敏編. 2008. 『改訂・新社会老年学 シニアライフのゆくえ』ワールドプランニング.
- 春日キスヨ. 2010. 『変わる家族と介護』講談社.
- 内閣府編. 2002. 『平成13年版国民生活白書』ぎょうせい.
- . 2005. 『平成17年版国民生活白書』国立印刷局.
- . 2006. 『平成18年版国民生活白書』国立印刷局.
- . 2011. 『平成23年版高齢社会白書』印刷通販.
- 千田有紀. 2011. 『日本型近代家族—どこから来て どこへ行くのか—』勁草書房.
- 山田昌弘. 1994. 『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス—』新曜社.
- 湯沢雅彦・宮本みち子編. 2008. 『新版 データで読む家族問題』日本放送出版協会.

The Old Age Plans of a Divorced Single Mother with Slight Resources: Independent Old Age Gained by Farewell from Adult Children

TANIMURA Hitomi

Abstract:

Unlike fatherless families in total poverty, society has overlooked the problems of fatherless families with barely sufficient resources. Moreover, society has erroneously taken it for granted that adult children in such families are adequate resources for supporting the mother in her later years. This paper clarifies the difficulties that fatherless families with slight resources face when the mother approaches old age; specifically, it examines such a mother's plans for her remaining years and her relations with her adult children. The study is based on an interview with a divorced single mother in her early 60s who has endured severe economic conditions for many years. According to the interview, both the divorced single mother and her adult children were in severe economic conditions. Therefore, her children were not necessarily resources for her old age; indeed, living together might have increased the risk of the mother and her children falling into abject poverty together. To avoid this danger, the mother chose to continue working into old age, insisting that she and her children be mutually independent. The paper concludes that, for social security to be effective, it should support mothers and adult children individually rather than supporting them as a family unit.

Keywords: divorced single mother, life design for old age, old age in single households, support

「僅かな資源しか持たない」 離別シングルマザーの家族戦略と老後設計 ——成人子との決別で獲得したひとりの老後——

谷 村 ひとみ

要旨：

母子家庭への関心は、生活保護受給や不安定雇用の世帯に集中し、僅かながら資源を持つ母子家庭は看過されている。また成人子は、親を養う能力のある「資源」として暗黙に見なされているが、必ずしもそうとは限らない。本稿では、これら関心が向けられてこなかった母と子の困難を明らかにするため、ごく限られた老後資源しか持たない離別シングルマザーが、扶養を必要とする成人子とどのような関係を持ち、いかなる老後設計をするのかを、一人の60歳前半の事例を通して検討した。結果、離別シングルマザーとその成人子がともに僅かな資源しか持たない場合、成人子は母親にとって必ずしも老後の「資源」とはならず、家族の共倒れを高める要因となることが明らかになった。その危機の回避に、母親は成人子と決別をし、自らは働き続ける「ひとり老後」を選択していた。よって世帯単位の支援ではなく、母親と成人子それぞれに機能する社会保障の必要が示唆された。

